

2024 年 11 月 6 日

中国の両用品目輸出管理条例について

I. はじめに

II. 本条例の主な内容

III. 本条例への対応（近時の動向も踏まえて）

森・濱田松本法律事務所

弁護士 石本 茂彦

TEL. 03-5223-7736

shigehiko.ishimoto@mhm-global.com

弁護士 宮岡 邦生

TEL. 03-6266-8738

kunio.miyaoka@mhm-global.com

外国弁護士 沈 陽

TEL. 06-6377-9407

yang.shen@mhm-global.com

I. はじめに

2024 年 9 月 30 日に、中国国務院が「両用品目輸出管理規制条例」（「本条例」）を公布し、10 月 19 日にウェブサイトで公表しました。本条例は、2024 年 12 月 1 日より施行される予定です。

中国は、2020 年 12 月に「輸出管理規制法」¹を施行し、両用品目（いわゆるデュアルユース品目）²、軍用品、原子力等の管理規制品目に対する輸出管理の法的枠組みを構築しました。しかし、下位法令等は制定されておらず、制度の運用に不十分、不明確な点が残っていました。その後 2022 年 4 月に、本条例の意見募集稿が公開され、2 年以上の審議、検討を経て、今般正式に公布されました。

本条例は、両用品目に関する輸出管理について、輸出管理規制法の規定をベースに、その具体的な制度内容や運用のルールを規定したものととなります。また、エンドユーザー等に関する注視リストの制定を含むエンドユーザー、エンドユースの管理強化や、いわゆる再輸出規制のルールの制定等、輸出管理規制法には規定されていなかった新たな内容も追加されており、実務に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

本稿では、本条例の概要を紹介し、特に日本企業にとって重要な論点について詳しく解説します。

¹ 「輸出管理法」と訳されることもあります。

² 民事用途だけでなく軍事用途も有し、又は軍事的潜在力の向上に資する、特に大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産又は使用に用いることのできる貨物、技術及びサービスを指します（輸出管理規制法 2 条）。本条例でも上記定義と同様な定義を使用しています（本条例 2 条 2 項）。

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN／中国最新法令

II. 本条例の主な内容

1. 適用対象

本条例は、両用品目に対する輸出管理規制に適用されます（2 条 1 項）。このほか、輸出管理規制法に規定される「その他の国の安全及び利益の維持保護、拡散防止等の国際義務の履行と関連する貨物、技術、サービス等の品目」に対する輸出管理規制についても、本条例が適用されます（47 条 1 項）。

これまで、両用品目に関する輸出管理規制のルールは、両用品目のカテゴリに基づき、複数の行政法規に分散して規定されていましたが、本条例の施行と同時に、これらの行政法規が失効し、両用品目に関連する輸出管理規制は、一部を除き、原則として本条例の規定に基づき施行されることになりました³（50 条）。

2. 両用品目管理規制リスト及び臨時管理規制

輸出管理規制法の下では、輸出規制対象について、いわゆるリスト規制が行われています。本条例では、規制対象品目のリストである両用品目輸出管理規制リスト（原文「两用物项出口管制清单」）の制定、調整等に関する規定が置かれています（11 条）。

現在、両用品目に関しては、両用品目に関する行政法規に規定された管理規制リストを集約した「両用品目及び技術輸出許可証管理目録」が作成され、毎年更新されていますが、今後は、輸出管理規制法及び本条例に基づき、統一した両用品目輸出管理規制リストが制定されると考えられます。中国政府の説明によれば、当該管理規制リストは現在作成中であり、本条例の施行と同時に施行される予定です⁴。

また、両用品目輸出管理規制リスト以外の品目については、臨時管理規制を実施することができますが、本条例は、臨時管理規制は、1 回につき 2 年を超えないものとし、また、臨時管理規制を延長する場合、2 回を超えないと規定しました（12 条）。

³ 本条例の施行と同時に、「原子力両用品及び関連技術輸出管理規制条例」、「ミサイル及び関連品目・技術輸出管理規制条例」、「生物両用品及び関連設備・技術輸出管理規制条例」及び「化学関連品及び関連設備・技術輸出管理規制規則」は廃止されます。例外として、両用品目のうち管理規制化学品の輸出管理規制には、「管理規制化学品管理条例」の規定を適用し、「管理規制化学品管理条例」に定められていない事項については、輸出管理規制法及び本条例に従い実施します。なお、「ミサイル及び関連品目・技術輸出管理規制条例」の規制リストの第一部分に関しては、軍用品輸出管理規制リストに追加し、軍用品輸出管理条例に基づき管理します。

⁴ 司法部、商務部担当者による本条例についての質疑応答。

https://www.gov.cn/zhengce/202410/content_6981660.htm

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN／中国最新法令

3. 輸出許可等

(1) 輸出許可の種類

両用品目を輸出するには、輸出許可を取得する必要があります。本条例では、輸出許可について、①個別許可、②包括許可及び③情報を登録記入する輸出証憑の3種類に分けてその取得手続、取扱い等について規定しています。

	種類	輸出許可の対象	有効期間
1	個別許可	単一のエンドユーザーに向けた1回の特定両用品目の輸出	1年を超えない。輸出完了により失効
2	包括許可	単一の又は複数のエンドユーザーに向けた複数回の特定両用品目の輸出	3年を超えない
3	輸出証憑	検査修理、展示会等の例外	特定の両用品目を輸出する都度申請

情報を登録記入する方法による輸出証憑の取得という方法は、本条例により新たに規定された制度です。特定の両用品目について、輸出する都度、あらかじめ情報を登録記入する方法により輸出証憑を取得すれば、輸出が認められます。両用品目の検査修理、試験、検査測定や展示会に出展するための国外への輸出及び中国へ輸入後の返送、又は民間用航空機の部品の補修やその予備部品の輸出等について、例外的な措置として実施される制度となります。

なお、本条例では、輸出証憑を取得するための情報の登録記入方法については具体的に定めておらず、今後の実務においてさらに明確化されることが期待されます。

(2) 審査期間

本条例は、両用品目輸出許可の申請についての審査期間は、商務主管部門が申請を受理した日から45営業日以内と規定しています。一方、国の安全及び利益に重大な影響を及ぼす両用品目の輸出については、商務主管部門は国务院等に対して承認を求める必要があり、その場合は、上記審査期間に関する制限を受けないとされています。また、審査に当たり、鑑別、専門家意見の諮問、又は輸出事業者、エンドユーザーに対する実地検証を行う必要がある場合、上記審査期間に含めないと規定されています（17条）。

(3) 輸出経営資格取得要求の廃止

これまで、両用品目に関する各行政法規に基づき、両用品目の輸出事業者は、輸出経営資格を取得する必要がありました。本条例は、両用品目についての輸出経営資格について規定しておらず、事業者が、両用品目の輸出許可を取得すれば、両用品目を輸出することが可能となったものと解されます。

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN／中国最新法令

4. エンドユーザー・エンドユースに対する管理

(1) 輸出事業者の義務

本条例は、エンドユーザー及びエンドユースに関する管理を強化しました。輸出事業者に対して、輸出許可申請時におけるエンドユーザー及びエンドユースの証明文書の提出義務（24条1項）に加え、①エンドユーザー又はエンドユースが変更され、又は変更される恐れがある、②証明文書に偽造、変造、執行等の状況がある、又は③詐欺、賄賂等の不正な手段によって証明文書を取得した状況を発見した場合、輸出停止、商務主管部門に対する報告義務及び検証への協力義務が定められました（25条）。

また、輸出事業者は、両用品目の輸出に関連する資料の保存期間について、現在の実務に合わせて、5年を下回らないと明記しました（27条）。

(2) 「注視リスト」の新たな制定

輸出管理規制法では、商務主管部門は、エンドユーザー及びエンドユースに対する評価、検証を行うことができるとされています（輸出管理規制法17条）。本条例では、エンドユーザー、エンドユースについて商務主管部門が検証を実施する際に、輸入業者、エンドユーザーが所定の期限内に検証に協力せず、関連証明資料を提出しなかったことにより、両用品目のエンドユーザー、エンドユースを確認することができなくなった場合には、商務主管部門は、関連の輸入業者、エンドユーザーを注視リスト（原文「关注名单」）に載せることができると新たに規定しました（26条1項）。

輸出事業者は、注視リストに記載された輸入業者ないしエンドユーザーに両用品目を輸出する場合、①包括許可を申請、情報を登録記入する方式による輸出証憑の取得の禁止、②個別許可申請時に、かかる輸入業者、エンドユーザーについてのリスク評価報告書の提出義務、③審査期間（45日）の制限の不適用等の不利益を受けるものとされます（26条2項）。

(3) 管理制御リスト

輸出管理規制法では、輸入業者、エンドユーザーについて、管理制御リスト（原文「管控名单」）の制定を規定しています。すなわち、①エンドユーザー又はエンドユースに対する管理要求に違反した者、②中国の安全及び利益をおびやかすおそれがある者、③両用品目をテロリズムの目的に用いた者を「管理制御リスト」に記載し、商務主管部門が、これらの者に対する関連両用品目の取引禁止、制限、輸出の中止等の措置を講じることができます（輸出管理規制法18条）。本条例では、さらに、輸入業者、エンドユーザーが①両用品目を大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、製造又は使用に用いた場合、②国の関連部門により法に基づき関連の取引、協力の禁止又は制限等の措置が講じられた場合においても、管理制御リストへの掲

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN／中国最新法令

載が可能とされました（28 条 2 項）。反外国制裁法等に基づく「反制裁リスト」、信頼懸念エンティティリスト規定に基づく「信頼懸念エンティティリスト」等、輸出規制管理法上の「管理制御リスト」と連動させ、制裁対象に対する輸出規制の実施根拠を明確化しました。

なお、管理制御リストに加えられた国外の組織及び個人が中国国内に設立した独資企業、代表機構、支店等は、中国から両用品目を輸出する際に、包括許可、又は輸出証憑を取得してはならないと規定されています（20 条 3 号）。

3. 「再輸出」⁵規制に関する規定

（1）規定内容

本条例 49 条では、以下のとおり規定しています。

国外の組織及び個人が中国の国外において特定の仕向国及び仕向地域、特定の組織及び個人に対して次に掲げる貨物、技術及びサービスを移転し、提供する場合には、商務主管部門は、関連事業者に本条例の関連規定を参照して実施するよう要求することができる。

- （1）中華人民共和国を原産とする特定両用品目を含有し、統合し、又は混合して国外で製造された両用品目
- （2）中華人民共和国を原産とする特定技術等の両用品目を使用して国外で製造された両用品目
- （3）中華人民共和国を原産とする特定両用品目

本条により、中国以外の国から別の外国・地域等に向けた両用品目の移転・提供、すなわち「再輸出」について、一定範囲において、本条例の域外適用が可能となったと考えられます。今後の立法及び運用実務によっては、日本企業を含む中国国外の企業に大きな影響を及ぼす可能性があります。

（2）再輸出の主体

49 条では、再輸出の主体について「国外の組織及び個人」と規定しており、その範囲には、外国籍の企業や外国人のほか、国外にいる中国国籍の企業や中国籍者等も含まれると解される可能性があると考えられます。

⁵ これとは別に、本条例 48 条では、「両用品目の通過、中継、通運、再輸出又は税関特殊監督管理区域及び保税監督管理場所からの国外への輸出については、輸出管理規制法及び本条例の関連規定に従う。具体的な規則は、国务院商務主管部門が税関総署と共に制定する。」と規定しています。48 条に規定する「再輸出」は本条の規定内容と同様な趣旨であるどうかは、現段階では必ずしも明確ではありません（「輸出管理法における『みなし輸出』『再輸出』に関する解釈」をご参照 https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/04c339ffc1751cb1/20210042_02.pdf）。本稿では、米国 EAR § 734.14 で規定する「再輸出」の概念を前提に解説しています。

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN／中国最新法令

(3) 再輸出行為

また、再輸出行為とは、中国国外に輸出された両用品目を、国外から特定の仕向国及び仕向地域、特定の組織及び個人に対して移転し、提供することと定められています。一方、本条例では、「特定の仕向国及び仕向地域」、「特定の組織及び個人」について、具体的な範囲は言及されていません。そのため、これらの点について別途リストが制定されるかどうか、本条例に基づき作成される注視リスト、管理規制リスト等との関係性などについては、今後の動向に注目する必要があります。また、今後の範囲等についての規定によっては、両用品目を当初の輸入国から第三国に移転する場合に限らず、輸入国の国内での移転、提供も規制対象になる可能性も考えられます。

(4) 対象品目

再輸出規制の対象品目には、3種類の両用品目が含まれています。

1号では、中国を原産とする特定両用品目を含有し、統合し、又は混合して国外で製造された両用品目が規定されています。本号は米国の輸出管理規則（「EAR」）における「組込品」概念に類似すると考えられますが、本条例では、いわゆる「デミニミス・ルール」のように、特定両用品目が含有する割合に関しては今のところ明確に定められていません。

また、2号は、中国原産の特定技術等の両用品目を使用して国外で製造された両用品目、3号は、中国原産の特定両用品目を規定していますが、3種類のいずれに関しても「特定技術」、「特定両用品目」の範囲はやはり今のところ明確にされていません。本条例に基づき作成される「両用品目管理規制リスト」の一部、それとも全ての品目が対象であるか、事前に対象品目を公布するか、都度に通知をするか等、具体的なルールの内容について、引き続き注視が必要と言えます。

また、上記2号の規定は、米国のEARにおける「直接製品」規制を彷彿とさせる書きぶりとなってはいますが、例えば、中国原産技術を使用して製造された設備等により製造された品目も含まれる可能性があるかなども不明確であり、引き続き今後の立法動向及び実務を注視する必要があると考えます。

(5) 規制措置

本条の規定に該当した場合、商務主管部門は、関連事業者对本条例の関連規定を参照して実施するよう要求することができると規定されますが、具体的に、中国政府が再輸出を行う国外企業等に対して、輸出許可の取得を求めることを指すかどうか、また、仮に国外企業等が中国政府の要求に従わず、輸出許可を取得せずに輸出した場合、中国政府は当該国外企業に対してどのような強制措置を講じることができるか等の点については、今のところ不明確であり、いずれも今後の立法及び運用実務に委ねられています。

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN／中国最新法令

4. 罰則の強化

本条例は、両用品目の無断輸出行為について、輸出管理規制法に規定する無許可輸出行為、許可範囲を逸脱した輸出行為、輸出禁止品目の輸出行為のほか、「改造、部品又は組立部品への分解等の方式により、両用品目の輸出許可を回避する行為」も含まれると規定しました（39条4号）。

また、本条例では、輸出事業者、関連サービスの提供者に対して、複数の報告義務について規定しています。これらの報告義務に違反した場合の罰則を新設しました。報告義務不履行の罰則として、警告、是正命令のほか、情状が重いときは、違法所得の没収、過料⁶の併科が規定されています（40条）。

さらに、本条例では、輸出管理規制に違反する行為の教唆、幫助行為についての罰則も設けられました（41条）。

5. その他

(1) 中国企業が無断で外国政府による訪問・現場審査を受けることの禁止等

本条例は、中国企業が外国政府による輸出管理規制に関連する訪問・現場審査の要求を受けた際に、商務主管部門に対する報告義務を規定しています。また、商務主管部門の許可を得ず、無断で外国政府の訪問・現場審査の受け入れ又は承諾することを禁止しています（38条）。当該規定に違反した場合は、警告、過料、操業停止等に処される可能性があります（43条）。

(2) サービス提供者の報告義務

両用品目の輸出管理規制に違反する行為のために、代理、貨物輸送、配達、通関申告、第三者電子商取引プラットフォーム及び金融等のサービスを提供することが禁止されています。本条例は、それに加えて、これらのサービス提供者が両用品目の輸出管理規制に対する違法の疑いがある行為を発見した場合の報告義務も規定しています（36条）。当該報告義務に違反した場合、上記Ⅱの4で記載した報告義務違反に対する罰則が適用される可能性があります（40条）。

Ⅲ. 本条例への対応（近時の動向も踏まえて）

輸出管理規制法が2020年12月に施行されて以来、同法に基づく執行事例は増加傾向にあるものの、必ずしも本格的な実施には至っていませんでした。本条例の制定により、両用品目の輸出管理規制の運用について、より具体的なルールが制定されました。

⁶ 違法経営額が50万元以上のときは、併せて違法経営額の5倍以上10倍以下の過料に処する。違法経営額がないとき、又は違法経営額が50万元に満たないときは、併せて50万元以上300万元以下の過料に処する。

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN／中国最新法令

さらに、今後も本条例に関する下位の行政法規や関連政策等が制定される予定であり⁷、法の執行体制が全面的に構築され、輸出管理規制法に基づきより積極的な法執行が予想されます。

中国国内で輸出事業を行っている企業は、本条例が施行されるまでに、両用品目の輸出管理規制に関する内部コンプライアンス体制の構築を検討し、自社が行っている取引関係を整理する必要があります。特に、本条例では、輸出事業者について、エンドユーザー及びエンドユースに関する報告義務を規定し、報告義務違反に対する罰則まで規定されていることから、輸出事業者は、製品が輸出された後においても、エンドユーザー及びエンドユースについて持続的に観測し、エンドユーザー及びエンドユースが変更された場合、適時に把握、報告できる体制を構築する必要があると考えます。

一方、中国から両用品目を輸入する国外の輸入者又はエンドユーザーに関しては、今後、中国政府により、エンドユーザー、エンドユースについて検証依頼があった際に、適切に対応しない場合、注視リストに掲載され、両用品目の輸入に支障が生じてしまうリスクが生じることが考えられます。

さらに、再輸出規制に関しては、現状、所定の両用品目を再輸出する際の必要な手続き等が明確ではありませんが、今後運用ルール次第では、日本企業を含む中国国外の企業等は中国原産の両用品目等に関して、米国 EAR に基づく再輸出規制並みの対応が必要になる可能性もあると考えられます。

日本企業としては、今後の立法及び運用の動向に対する注視を続けるとともに、本条例の施行開始に備え、必要に応じて政府の所管部門や専門家から必要な助言を受けながら、対応方法の検討、対応体制の整備など進める必要があると言えます。

なお、本件とは別の話となりますが、中国政府（商務部）は、本年 9 月 24 日、米国 PVH グループに対して、新疆ウイグル関連製品に関して、「正常な市場取引原則に違反し、中国企業その他組織又は個人との正常な取引を中断し、差別的措置を講じた」疑いがあるとして、信頼懸念エンティティリスト（への掲載）に関する調査を開始すると公表しました。米中間の政治的緊張の高まりを反映した動きともみられ、対中規制強化を続ける米国に対し、中国政府が今後どの程度強硬な施策を実施するのかを含め、その帰趨が注目されるところです。

通商・経済安全保障分野では、情勢・状況が目まぐるしく変化しています。日本や米国等の動向（例えば、日本政府が本年 10 月 30 日に公布した「技術管理のための官民対話スキームの構築」、米国財務省による同 10 月 28 日に対外投資規制の最終規則の公表など）とも合わせて、早期の情報収集とそれに基づく迅速な対応がより一層求められるようになっていると言えます。

⁷ 同注 3

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN／中国最新法令

文献情報

- 論文 「中国ビジネス Q&A 中国の輸出規制の最近の動向」
掲載誌 日中経協ジャーナル 2024 年 9 月号
著者 石本 茂彦

- 本 『経済安全保障時代の対抗措置 日・米・EU・中・露と国際秩序』
出版社 株式会社文眞堂
著者 宮岡 邦生（共著）

- 論文 「米国反ボイコット法の基礎—現在の中東情勢を踏まえたイスラエル・イスラム圏ビジネスにおける留意点—」
掲載誌 CISTEC ジャーナル 2024 年 9 月号
著者 大川 信太郎

NEWS

- [Who's Who Legal: Japan 2024 にて当事務所の弁護士が選出されました](#)
Law Business Research が発行する Who's Who Legal: Japan 2024 にて、当事務所の弁護士が以下の分野にて National Leader に選出されました。

Arbitration

- ・ 関戸 麦
- ・ ダニエル・アレン

Banking

- ・ 佐藤 正謙
- ・ 堀 天子

Capital Markets

- ・ 佐藤 正謙
- ・ 藤津 康彦
- ・ 鈴木 克昌
- ・ 尾本 太郎
- ・ 熊谷 真和
- ・ 根本 敏光
- ・ 田井中 克之

Commercial Litigation

- ・ 関戸 麦

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN／中国最新法令

Competition

- ・伊藤 憲二
- ・宇都宮 秀樹
- ・加賀美 有人
- ・高宮 雄介

Construction & Real Estate

- ・佐藤 正謙
- ・諏訪 昇
- ・小澤 絵里子
- ・石川 直樹
- ・佐伯 優仁
- ・蓮本 哲

Data

- ・小野寺 良文
- ・増島 雅和
- ・岡田 淳
- ・田中 浩之
- ・松本 亮孝

Insurance & Reinsurance

- ・吉田 和央

Intellectual Property

- ・小野寺 良文

Labour & Employment

- ・高谷 知佐子

M&A and Governance

- ・河井 聡
- ・土屋 智弘
- ・石綿 学
- ・大石 篤史
- ・紀平 貴之
- ・内田 修平
- ・関口 健一

Private Funds

- ・竹野 康造
- ・三浦 健
- ・小澤 絵里子
- ・田中 光江

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN／中国最新法令

Project Finance

- ・ 前田 博
- ・ 小林 卓泰

Trade & Customs

- ・ 高宮 雄介